

(独) 工業所有権情報・研修館 知財総合支援窓口事業

相談者様へ ～ご相談の前に～

INPIT 知財総合支援窓口

1. 知財総合支援窓口では、知的財産の活用全般に関するご相談に無料で応じます。また、専門的なご相談については、弁理士、弁護士など知的財産に携わる専門家（以下「専門家」という。）による助言を提供します。
2. 知財総合支援窓口における助言の内容及び提供する情報について、（独）工業所有権情報・研修館（以下「INPIT」という。）、窓口担当者、専門家及び知財総合支援窓口のいずれも**法的責任を負うものではない**ことを予めご了承ください。なお、支援がWeb会議等のサービスを利用して行われることがあり、その場合の通信の安全性に関しても、同様に法的責任を負うものではないことをご了承ください。
最終的なご判断は相談者様ご自身でお願いします。
3. 知財総合支援窓口では誠意をもってご相談に対応しますが、相談内容によっては**回答できることに限度があり、また、ご相談に応じかねる場合もあります**ので、予めご了承ください。例えば、**出願書類等（願書、明細書、補正書）や契約書などの代理作成はできません**。
また、特許性の判断等につきましても、知財総合支援窓口では判断できず、一般的な見解を示すなどの助言に留まります。**業務の代行等をご希望の場合は、弁理士や弁護士等の専門家と個別に代理契約等**していただくようお願いいたします。

＜留意事項＞窓口において専門家にご相談後、当該専門家に個別に調査や出願書類作成、出願代理等をご依頼される場合は、専門家との個別の契約案件となります。その場合、ご相談者と弁理士・弁護士等との契約関係となるため、当該案件に関して当該専門家を窓口の専門家として活用することはできませんが、相談者様が窓口にご相談の際に当該契約に基づき当該専門家に同席いただくことは可能です。なお、当該専門家の報酬は当事者間の合意に基づくものとなり、報酬額は難易度や専門家等により異なります。

4. 相談時にご提供いただいた企業・個人情報及び相談内容に関する情報等（以下「企業情報等」という。）は、以下の目的のみに利用いたします。
 - ・ INPIT の支援内容の向上
 - ・ INPIT の支援手法に関する統計及び分析
 - ・ フォローアップ調査等、各種アンケート調査の依頼
 - ・ 知的財産に関する支援施策・各種セミナー等の参考情報の提供
 - ・ 企業等の知財活用支援に関する政府機関における検討
5. 上記4の目的を達成するため、知財総合支援窓口以外に、知財総合支援窓口事業の最終責任者である INPIT を通じ、政府機関（主に経済産業省）及び機密保持契約を締結した関係機関に企業情報等を提供いたします（他には提供いたしません）。
6. 相談時に各種感染症対策（マスク着用、手指消毒等）その他施設管理や相談者様及び職員の安全確保等を目的とした要請が知財総合支援窓口からあった場合には、これに応じていただきます。応じていただけない場合は、ご相談に応じられないことがございます。
7. 知財総合支援窓口では、反社会的勢力への支援はいたしません。相談者様が反社会的勢力に接点があると判明した場合、即時支援を停止いたします。
8. 本書へご署名いただけない方に関しましては、ご相談に応じられない場合があることをご承知おきください。

ご利用者様アンケートのお願い

より良い知財総合支援窓口とするために、アンケートにご協力をお願い致します。知財総合支援窓口のHPからWebシステムでご回答いただくか（QRコードも利用可）、又は添付しましたアンケート調査用紙に記入の上、相談対応後、1週間以内にFAXまたはメールでアンケート事務局までご送付、若しくは知財総合支援窓口にご提出ください。

上記について説明を受け、理解しました。

令和 年 月 日

ご署名